

広島県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十六年三月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	呉市広中新開三丁目九七六五番一地从先から 呉市広町字芦冠一八一七一番一地从先まで	平成二十六年三月三日